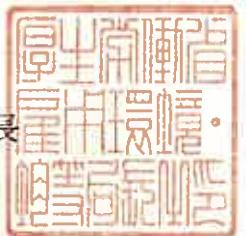


雇均発 1008 第 3 号  
令和 3 年 10 月 8 日

全国中小企業団体中央会 会長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長



「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」に係る  
再度の周知について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

雇用環境・均等行政の推進につきましては、平素より格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域によって夏休みの延長等の動きがみられたことを踏まえ、今般、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の方を支援する助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）について、令和 3 年 8 月 1 日から同年 12 月末までの休暇を対象として制度を再開し、令和 3 年 9 月 30 日より受付開始いたしました。

また、本助成金のさらなる活用促進のため、同日から都道府県労働局に「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」を設置し、労働者からの「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等の相談内容に応じて、事業主への特別休暇制度導入・助成金活用の働きかけ等を行っているところです。

本助成金については、令和 2 年 11 月 27 日付けで周知について協力依頼をさせていただいたところですが、今回の制度再開に伴い、小学校等の臨時休業により仕事を休まざるをえなくなった保護者が必要な休暇を取得できるよう、貴団体におかれでは趣旨をご理解いただき、傘下企業への周知広報につきまして下記 HP や添付のリーフレット等も併せてご案内いただく等、ご協力いただきますようお願いいたします。

（参考） 厚生労働省ホームページ

・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou\\_roudou/kouyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

※申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

（裏面に続きます）

- ・小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21202.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html)

【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

電話：03-5253-1111（内線7929、7866）